

ひとり親家庭等医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの

独自利用事務に係る特定個人情報の提供の求めに係る届出事項の変更の届出書

下記のとおり独自利用事務に係る特定個人情報の提供の求めに係る届出事項を変更したいので、番号法第19条第9号に基づく個人情報保護委員会規則第3条第5項の規定により届け出ます。

(1) 事務の名称	ひとり親家庭等医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
(2) 届出番号	6
(3) 変更の内容	①提供を求める特定個人情報の追加又は削除
(4) 変更の内容の詳細	・提供を求める特定個人情報について、医療保険に関する情報を追加
(5) 変更の理由	③準ずる法定事務において提供を求める特定個人情報の追加・削除があったもの
(6) 変更の理由の詳細※ (5)で「その他」を選んだ時のみ記載	
(7) 変更の年月日	

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	呉市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
----------	------------

①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親家庭等医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 平成27年10月2日条例第44号別表第2 ひとり親家庭等医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(母子家庭等及び寡婦)の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、(その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図る)ことを目的とする。	第1条 この要綱は、(ひとり親家庭の父又は母及び児童)に対し、医療費の一部を支給することにより、その(保健の向上と生活の安定を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱 呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱施行細則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱 第4条第1項
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の一部支給に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱施行細則 第3条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱 第4条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の一部支給に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱施行細則 第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱施行細則 第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱施行細則 第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱施行細則 第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱施行細則 第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱施行細則 第8条第1項第3号 呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱施行細則 第8条第1項第4号
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	ひとり親家庭等医療費の変更の認定に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ1	呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱施行細則 第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ2	呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱施行細則 第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ3	呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱施行細則 第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ4	呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱施行細則 第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱施行細則 第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年01月04日
-----	-------------

独自利用事務の対象者	子ども及び保護者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年10月02日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	21
保護評価書の名称	ひとり親家庭等医療費支給に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%91%89%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E7%AD%89%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E6%94%AF%E7%B5%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99%E3%80%80%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E9%A0%85%E7%9B%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E6%9B%B8&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=9&opn_date_from_day=26&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=26&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	